

JIS

UDC 621.313.334-523.2

C 4906

シンクロ電機

JIS C 4906-1991

(1997 確認)

(2002 確認)

(2007 確認)

平成 3 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 34.2.27 改正：平成 3.10.1

官 報 公 示：平成 3.10.3

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 増田 閃一）

審議専門委員会：セルシン電機専門委員会（委員長 小川 清一）（昭和47年 8 月 1 日改正のとき）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

シンクロ電機 C 4906-1991

Synchros

1. 適用範囲 この規格は、角度信号の伝達、指示などの目的に用いるシンクロ電機で、周波数50 Hz、60 Hz、50/60 Hz共用、交流電圧250 V以下の電路に使用するものについて規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0911 小形電気機器の振動試験方法

JIS C 0912 小形電気機器の衝撃試験方法

JIS C 3306 ビニルコード

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) シンクロ電機 回転角度に対する電気対機械、機械対電気相互間のアナログ変換機の一つで、電磁誘導によって、回転子角度位置をその関数である電気信号に変換するか又はその逆変換を行うもの。
- (2) トルクシンクロ電機 機械的な装置を操作する機械的出力を得る際に使用されるシンクロ電機。
機種としては、シンクロトルク発信機、シンクロトルク受信機、シンクロトルク差動発信機及びシンクロトルク差動受信機がある。
- (3) 制御シンクロ電機 機械的な装置を制御するための電気信号を得る際に使用されるシンクロ電機。
機種としては、シンクロ制御発信機、シンクロ制御差動発信機及びシンクロ制御変圧機がある。
- (4) シンクロトルク発信機 角度変位に対応する電気信号を送出するトルクシンクロ電機。
- (5) シンクロトルク受信機 シンクロトルク発信機からの電気信号を受け、その電気信号に対応する角度変位に変換するトルクシンクロ電機。
- (6) シンクロトルク差動発信機 シンクロトルク発信機と接続して、その発信機と本機の角度変位の和又は差に対応する電気信号を送出するトルクシンクロ電機。
- (7) シンクロトルク差動受信機 2個のシンクロトルク発信機の送出する電気信号を受け、それぞれの電気信号に対応する角度変位の和又は差に変換するトルクシンクロ電機。
- (8) シンクロ制御発信機 角度変位に対応する電気信号を送出する制御シンクロ電機。
- (9) シンクロ制御差動発信機 シンクロ制御発信機と電氣的に接続して、その発信機と本機の角度変位との和又は差に対応する電気信号を送出する制御シンクロ電機。
- (10) シンクロ制御変圧機 シンクロ制御発信機又はシンクロ制御差動発信機からの電気信号を受け、その電気信号に対応する角度変位と本機の角度変位との差を、電気信号に対応する電圧として送出する制御シンクロ電機。
- (11) トルク トルクシンクロ電機のトルクとは、発信機と受信機とを電氣的に接続し、両者の軸の間に角差を与えた場合に発生するトルク。
- (12) 固有トルク率 トルクシンクロ電機単体の発生できるトルク出力で、角度対トルク曲線のこう配。
- (13) 電氣的零位置 シンクロ電機に互換性をもたせるために決められた電気角の基準となる固定子と、回転子の相対的な基準位置。